○大刀洗町議会答弁事項の対応状況調査実施要綱

(平成26年3月10日議会要綱第2号)

(目的)

第1条 この要綱は、議会定例会で議員の一般質問に対する、町長等の答弁とその 後の対応を調査して公表することにより、住民への説明責任を果たすことを目的 とする。

(実施主体)

第2条 この調査の実施主体は大刀洗町と大刀洗町議会が共同で行う。

(対象とする答弁事項)

第3条 議会定例会において、議員の一般質問で町長等が「検討する」旨の答弁を 行った質問(以下「議会答弁指定事項」という。)を調査の対象とする。 (調査対象の申出)

- 第4条 前条により議会答弁指定事項を質問した議員は、別紙様式「議会答弁事項 の対応状況調書」を当該議会定例会終了後、10日以内に議長に提出するものとす る。
- 2 議長は、前項により提出のあった「議会答弁事項の対応状況調書」を町長へ送付するものとする。

(報告の義務)

- 第5条 町長は、議長より送付のあった議会答弁指定事項については、対応方針又は進捗状況を「議会答弁事項の対応状況調書」により報告するものとする。
- 2 前条により「議会答弁事項の対応状況調書」の提出がなかった、議会答弁指定 事項は報告の義務がないものとする。
- 3 町長は、「議会答弁事項の対応状況調書」により報告したもので「検討中・対応中」と記載した「議会答弁指定事項」は、最終結論が出るまで報告するものとする。

(報告の時期及び方法)

第6条 町長は、答弁を行った次の議会定例会までには、議会へ報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長及び議長が協議のうえ定める。

議会答弁事項の対応状況調書(第4条関連)

[別紙参照]

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年第17回議会定例会(3月)から適用する。

議会答弁事項の対応状況調書

平成 年 第 回 月	定例会	議員名				
質問年月日		平成		年	月	日
質問項目						
【質問要旨】						
担 当 課			課			
【答弁要旨】		【答弁者	当:]
【対応方針・進捗状況】						
対応済(平成年月日						
検 討 中						
対 応 中						
実施不可						